

審 議 結 果 速 報

(令和6年7月3日)

# 陳 情 6 年 教 育 第 1 1 号

鳥 取 県 議 会

## 陳 情 審 議 結 果

令和6年6月定例会

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－11 (R6.5.27)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について	不 採 択 (R6.7.3)
<p><b>▶陳情事項</b></p> <p>次の事項が実現されるよう、鳥取県議会から国の関係機関に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。</li> <li>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。</li> <li>4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講ずること。</li> </ol>			

## ▶所管委員長報告（R6.7.3本会議）会議録暫定版

県では、市町村の協力のもと、国に先行して少人数学級を実施してきており、その効果や財政負担を検証しながら取組を進めているところであり、教職員の働き方改革のため、小学校での専科指導教員の加配充実、教員業務支援員等の配置拡充に向けた財政支援及び専門的職種の基礎定数化などについて国に要望を行っているところです。

また、併せて、様々な教育課題への対応を可能とする加配定数が維持・拡充されるための定数措置、教員の専門性を十分に配慮し、能力・実績に見合った給与制度とするための財政措置についても国に要望を行っていることから、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

**▶陳情理由**

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられ、計画通り進捗すれば、2025年度に完了となる。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情する。

**▶提出者**

鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志

鳥取県教職員組合 執行委員長 細砂 直

## 現状と県の取組状況

教育委員会（教育人材開発課）

- 1 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなった。また、中学校における少人数学級の推進については、令和5年5月の文部科学大臣からの諮問に基づき、中央教育審議会特別部会で審議中であり、令和6年5月13日の審議まとめ（中間報告）では「35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要」とされている。なお、高等学校における少人数学級について、国で議論されているという情報は把握していない。
- 2 令和3年4月1日付けの義務教育標準法の改正にあたり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において「地方公共団体がそれぞれ行っている35人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること」という附帯決議がなされている。
- 3 国は教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人以下学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、令和6年度には教職員定数5,660人の改善が図られている。
- 4 令和5年5月の文部科学大臣からの諮問に基づき、教職調整額など教員の処遇改善の在り方について、中央教育審議会特別部会で審議中であり、令和6年5月13日の審議まとめ（中間報告）では「現行4%の教職調整額を10%に引き上げ」「学級担任の手当加算や管理職手当の増額」「若手教員をサポートする新たな職の創設」「小学3、4年生にも教科担任制を拡大」などの方策が示されている。

## 【県の取組状況】

- 1 子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から4年をかけた学年進行で小学校全学年への30人学級を導入し、本県の将来を担う子どもたちのため「子育て環境日本一」の実現を目指して取組を進めていくこととしている。また、県立高等学校においては専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としているところであるが、令和6年3月策定の「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）」に基づき、少人数学級の実施について、その効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めることとしている。
- 2 学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化、多様化する中、学校現場における教職員の働き方改革に取り組むことで多忙解消及び負担軽減を図り、教職員が一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、小学校専科指導加配の充実や、教員業務支援員の配置拡充に向けた財政支援及び看護師やスクールカウンセラーなどの専門的職種の基礎定数化など、国への要望を行っているところである。
- 3 今回の国の教職員定数の改善に伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うことについて、国に要望を行っている。
- 4 教員の職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じるよう、給特法の見直しも含め、国に要望を行っているところである。